

○経済産業省令第四十一号

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第三十八条第一項、第三項及び第四項、第四十二条において読み替えて準用する第二十七条第三号及び第二十九条並びに第四十二条において準用する第二十八条第二項において準用する第二十六条第一項、第三項及び第四項並びに第二十七条第三号並びに行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五百一十一号）第三条第一項の規定に基づき、並びに中小企業等経営強化法を実施するため、中小企業等経営強化法第三十八条第一項に規定する情報処理支援業務を行う者の認定等に関する命令を次のように定める。

平成三十年七月六日

経済産業大臣 世耕 弘成

中小企業等経営強化法第三十八条第一項に規定する情報処理支援業務を行う者の認定等に関する命令

（定義）

第一条 この命令において使用する用語は、中小企業等経営強化法（以下「法」という。）及び行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「情報通信技術利用法」という。）において使用する

用語の例による。

(認定情報処理支援機関)

第二条 経済産業大臣は、法第三十八条第一項の認定の申請をした者が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合していると認めるときは、同項の規定による認定を行うものとする。

- 一 基本方針に適合すると認められること。
- 二 次のいずれにも適合していると認められること（法人にあつては、その人的構成に照らして、次のいずれにも適合していると認められること。）。
 - イ ソフトウェア又は情報処理サービスを提供していること。
 - ロ 三年以上のソフトウェア又は情報処理サービスの提供実績又は十者以上の中小企業者等に対するソフトウェア又は情報処理サービスの提供実績を有していること。

2 法第三十八条第三項の規定により同条第一項の認定を受けようとする者は、様式第一による申請書を、経済産業大臣に提出しなければならない。

(事前届出)

第三条 法に規定する手続を電子情報処理組織を使用して行おうとする者は、次に掲げる事項をあらかじめ中小企業庁経営支援部技術・経営革新課長（以下「技術・経営革新課長」という。）に届け出なければならない。

一 名称、事務所の所在地及び代表者の氏名

二 連絡担当者の氏名及び連絡先その他必要な事項

2 技術・経営革新課長は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出をした者に対し、識別符号を通知するものとする。

3 第一項の規定による届出をした者は、届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を技術・経営革新課長に届け出なければならない。

（名称等の変更の届出）

第四条 認定情報処理支援機関は、法第三十八条第四項の規定による届出をするときは、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。

2 前項の規定により電子情報処理組織を使用して届出を行う者は、経済産業大臣の定めるところにより、

経済産業大臣の指定する電子計算機に備えられたファイルに、法第三十八条第四項の規定により届出すべき事項を当該届出を行う者の使用に係る電子計算機から入力して、当該手続を行わなければならない。

(軽微な変更)

第五条 法第三十八条第四項の経済産業省令で定める軽微な変更は、連絡担当者の役職の変更とする。

(心身の故障により情報処理支援業務を適正に行うことができない者)

第六条 法第四十二条において読み替えて準用する法第二十七条第三号の経済産業省令で定める者は、精神の機能の障害により情報処理支援業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(長期休養及び心身障害の届出)

第七条 認定情報処理支援機関（その者が法人である場合にあつては、その役員。以下この条において同じ。）又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該認定情報処理支援機関が精神の機能の障害を有する状態となり認定情報処理支援機関の業務の継続が著しく困難となったときは、経済産業大臣にその旨を届け出るものとする。この場合においては、その病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他

参考となる所見を記載した医師の診断書を添付しなければならない。

(認定の更新)

第八条 認定情報処理支援機関は、法第四十二条において読み替えて準用する第二十八条第一項の認定の更新を受けようとするときは、現に受けている認定の有効期間が満了する日の三十日前までに、様式第一による更新申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 第二条第一項の規定は、前項に規定する認定の更新について準用する。この場合において、「第三十八条第一項」とあるのは「第四十二条において準用する法第二十八条第二項において準用する法第二十六条第一項」と読み替えるものとする。

(廃止の届出)

第九条 情報処理支援機関は、法第四十二条において読み替えて準用する第二十九条の規定による届出をするときは、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。

2 第四条第二項の規定は、前項の届出に準用する。

(電子情報処理組織による申請等)

第十条 経済産業大臣は、第二条第二項の申請及び第八条の更新の申請の手続（次項において「申請等の手続」という。）については、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により、電子情報処理組織を使用し
て行わせることができる。

2 第四条第二項の規定は、申請等の手続に準用する。

附則

この命令は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年七月九日）から施行する。

様式第1（第2条第2項関係及び第8条関係）

年 月 日

経済産業大臣 名 殿

法 人 番 号
住 所
氏 名

認 定（更 新）申 請 書

中小企業等経営強化法第38条第3項（第42条において読み替えて準用する第28条第1項）の規定に基づき、認定（更新）を受けたいので、下記について申請いたします。

この申請書の記載事項は、事実と相違ありません。

- 1 事務所の所在地
- 2 情報処理支援業務に関する事項
 - 一 情報処理支援業務の内容
 - 二 情報処理支援業務の実施体制

備考

- 1 申請者が法人である場合においては、住所及び氏名は、それぞれの法人の主たる事務所の所在地、名称及びその代表者の氏名を記載すること。
- 2 個人事業主の場合には法人番号の記載は不要。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 4 申請書に記載された事務所の所在地（1.）、情報処理支援業務の内容（2. 一（1）～（5）及び別紙）の情報はホームページ等で公表されるとともに、第三者により当該情報が二次利用される場合がある。

1. 事務所の所在地

--

2. 情報処理支援業務に関する事項

一 情報処理支援業務の内容

(1) 申請者における中小企業者等の導入及び生産性向上の支援実績

ソフトウェア又はクラウドサービス（以下、「サービス等」という。）を提供した事業者数の実績	<input type="checkbox"/> 1～9社 <input type="checkbox"/> 10社～99社 <input type="checkbox"/> 100社以上
対応業種 (支援先企業の業種)	<input type="checkbox"/> 全業種 <input type="checkbox"/> 医療 <input type="checkbox"/> 飲食・サービス <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 宿泊 <input type="checkbox"/> 保育 <input type="checkbox"/> 卸・小売 <input type="checkbox"/> 製造 <input type="checkbox"/> 運輸 <input type="checkbox"/> その他
業種別の支援実績 (支援先企業の業種)	<input type="checkbox"/> 飲食・サービス <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 宿泊 <input type="checkbox"/> 保育 <input type="checkbox"/> 卸・小売 <input type="checkbox"/> 製造 <input type="checkbox"/> 運輸 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 医療
従業員数別の支援実績 (支援先企業の規模)	<input type="checkbox"/> 5名以下 <input type="checkbox"/> 6～20名 <input type="checkbox"/> 21～50名 <input type="checkbox"/> 51～100名 <input type="checkbox"/> 101名以上
サービス等導入後の中小企業の効果を把握する体制を有している	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ (「はい」の場合) 導入後の中小企業の効果を把握する体制の概要：
生産性向上効果の支援実績	

備考

- 業種別の実績は最大3つまで選択すること。
- 従業員数別の支援実績は実績が最も多い規模を選択すること。

(2) 申請者におけるセキュリティ対策

自社の基本的な対策、ユーザー対応窓口及びセキュリティインシデント発生時の連絡体制が明記された情報セキュリティ基本方針が公開されている	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
SOFTWARE ISAC、JPCERT/CC、その他セキュリティ向上活動により外部から脆弱性情報の提供を受ける体制があり、PSIRT、CSIRT等の迅速に対応するための社内体制がある	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
情報セキュリティマニュアルが策定されている	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
定期的に情報セキュリティ教育を行っている	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
従業員との間で機密保持または守秘義務条項を含む契約を締結している	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
業務情報が記録された媒体や機器を破棄する時やリース会社・レンタル会社に返却を行うときは、業務情報の抹消を行っている	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
従業員の退職時は即時にアクセス権を削除している	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
事件・事故発生時（提供製品のバグ・脆弱性の発覚を含む。）の責任体制と対応手順が確立されている	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
委託先、再委託先等に対して、委託元（当該企業）の社内規定に基づき、または、委託内容に応じて、セキュリティ対策の実施等について契約で定めている	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
定期的にリスク評価（脆弱性診断・ペネトレテスト等）を受けている	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当
情報処理安全確保支援士（RISS）の資格保有者数	名
委託元から預かるデータ（個人情報を含む。）の管理方法（格納場所、バックアップ、サービス終了時のデータ廃棄等）に関する規定を開示している	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当
利用者のデータを2次利用する場合、その目的、データの範囲、匿名処理を実施するかについて利用者に対して明らかにしている	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 非該当
将来損失が発生する可能性があるような損害賠償訴訟を受けている	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

(3) サービス等に関する第三者認証の取得状況

提供しているサービス等に関する第三者認証(※)を取得している ※例：ISO27017、ISMS、Pマーク、PSQ等	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ (「はい」の場合) 第三者認証の種類： (「いいえ」の場合) 取組状況：
--	--

(4) 相談受付窓口

電話窓口	電話番号： 受付時間：
メール窓口	メールアドレス：
Web 窓口	URL：

(5) サービス等の数

中小企業者等に提供するサービス等の数	件
--------------------	---

備考

1 中小企業者等に提供するサービス等についてそれぞれ別紙を作成し、添付すること。

二 情報処理支援業務の実施体制

(1) 管理組織、人的配置等

代表者名	
連絡担当者部署	
連絡担当者役職	
連絡担当者名	
連絡担当者電話番号	
連絡担当者メールアドレス	

当社（私）は、長期間にわたり継続的に支援業務を実施するために必要な組織体制を有していることを宣誓いたします。

(2) 財務状況の健全性

	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
売上高			
経常利益			
当期純利益			
純資産			

(3) 欠格条項の非該当

当社（私）は、中小企業等経営強化法第 27 条第 1 号から第 8 号までのいずれにも該当しない者であることを宣誓いたします。

